

金融審議会

「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」
(第7回) への意見

2025.06.05

高村ゆかり (東京大学)

「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第7回)につきまして、先約のため欠席となりますため、書面にて意見を提出いたします。

1. サステナビリティ開示基準及び保証制度に係るロードマップ案(資料2 事務局説明資料 スライド3)

- i. 時価総額3兆円以上の企業: 2027年3月期
- ii. 時価総額3兆円未満1兆円以上の企業: 2028年3月期
- iii. 時価総額1兆円未満5千億円以上の企業: 2029年3月期

からの適用開始を基本とし、ii.及びiii.の適用時期は、国内外の動向等を注視しつつ、引き続き、柔軟に対応」と記述されています。第6回会合で事務局から説明があったように、時価総額5,000億円以上のプライム上場企業のほぼ全てが、オムニバス法案による見直し後においても2024会計年度からCSRDの適用が開始される会社に相当することも考慮すると、(ii) (iii) についてもこの適用開始時期が「基本」であることを明確にすべきであり、その上で、国内外の動向等を注視しつつ、基本を変える必要があるかを検討すべきと考えます。スケジュールの基本線を明確にすることは、①開示を行う企業や保証を提供する者の準備に予見性を与え、準備を促していくために必要であるとともに、②スケジュールの基本線が明確でないと関連する諸制度の検討が異なる時間軸で議論され、検討が混乱することを懸念します。事務局の説明の趣旨もそうであろうと考えましたが、重要な点ですので、確認をさせていただければと考えます。

(2) 見積りの更新について(資料2 事務局説明資料 スライド18以下)

事務局の提案・整理に基本的に賛成いたします。見積りの利用の際、有価証券報告書提出後に確定値が判明した場合、翌年度の有報での比較情報において更新する対応で十分であること、そして、その前に見積りを更新することは任意であることが明確にされています。見積りの更新を任意で行うことについては、スライド18の図の記載にもありますように、あくまで「見積りの変更に関する情報に重要性がある」場合に行うものであることが開示を行う企業にも保証を提供する者にもしっかり理解されるようにすべきであり、「情報を更新するための制度的枠組を検討」するにあたってそれを前提として検討すべきと考えます。

見積りの利用は、GHG排出量にとどまるものではありませんが、同時報告の要請やスコ

ープ3 排出量の排出量算定において多くの企業に利用される可能性があります。例えば、GHG 排出量算定に利用する排出係数が、エネルギーを供給する事業者の事情で更新されることは現に起きており、まれなことでもありません。その場合、排出量の値は変わるものの、多くの場合、投資家の判断に影響を与えるという意味で重要性のあるものではないと考えます。この「重要性」の判断を前提とするものであることが徹底されないと、見積りの更新にあたって、開示する企業の負担が増えることとなりかねないと考えます。

以上